

# 業務指示書

## カンボジア国シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年10月9日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 川合 奈美 Kawai.Nami@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年10月15日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( ) に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾運営・計画に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）、
- (8) その他

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

( ) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は 名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

#### (2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

#### (3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（カンボジア及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年10月18日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
研修(本邦/第3国)、業務用機材
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KHR1 = 0.024 円 , US\$1 = 98.04 円 , EUR1 = 130.22 円)

## 第8 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／港湾計画・運営  
コンテナターミナル運営  
大型荷役機械保守管理

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

20.87 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年10月30日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

## (補足説明)

### 1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

### 2. 契約変更手続きについて

#### (1) 要員計画の確定・変更

##### ● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

##### ● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

##### ● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

#### 【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

#### (2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

#### (3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き



●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

カンボジア国シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	7.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	9.00	
(4) プロジェクト運営・技術移転計画(専門家、機材、研修員受入等)の妥当性	11.00	
(5) 事前のカリキュラム・テキスト作成等国内作業計画の妥当性		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション(業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価 (本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 総括/港湾計画・運営	(30.00)	( )
イ 類似業務の経験	12.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	
ハ 語学力	5.00	
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	
ホ その他学位、資格等	4.00	
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション(専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2) 業務管理グループの管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	( )
イ 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項: コンテナターミナル運営	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項: 大型荷役機械保守管理	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項:	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項:	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

## 第2 プロジェクトの目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

カンボジアは国際港湾としてシハヌークビル港とプノンペン港を有しており、シハヌークビル港はカンボジア唯一の外海に面する大水深港として、プノンペン港は首都近郊に位置しメコン川を通じてベトナム南部との物流拠点として発展している。

カンボジアの発展のためには、この二つの港湾および周辺国の近隣港湾が適正な競争関係を維持し、より良いサービスをよりリーズナブルな価格で提供し、カンボジアの物流を活性化させることが不可欠である。

シハヌークビル港については、我が国はこれまで、技術協力「海運・港湾セクターマスタープラン調査」(2006-2007年)、円借款事業「シハヌークビル港多目的ターミナル整備事業」(2009年承諾)等継続して協力を実施している。直近では「シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクト」(2011~2012)(以下、「競争力強化調査プロジェクト」)を実施、シハヌークビル港がプノンペン港や周辺国の港湾に対する競争力を強化するための種々の方策を提案している。

この調査結果に対して、シハヌークビル港湾公社(PAS: Sihanoukville Autonomous Port)は改善努力を行っているものの、幾つかの分野においては更なる指導を通じた能力強化が必要とされている。

また、PASは今後2013年度内に新規株式公開を予定しており、これまで以上に財務的な透明性、健全性を持った港湾経営、それを達成する効率的な港湾運営、戦略的な事業展開を行うことが求められている。

こうした状況下、カンボジア政府は我が国に対してPASの経営改善・港湾運営効率化を目的とした技術協力を要請した。これに対し、先方政府との協議の上、PASの抱える種々の課題の中でも(1)戦略的な計画・運営の実現、(2)コンテナ荷役効率の改善、(3)大型荷役機械保守点検能力の向上、を重点的に支援すべき対象として選定し、PASの能力強化を行うことで合意した。

加えて、シハヌークビル港の直背後には、PASが整備・運営主体の「シハヌークビル港経済特別区(Port SEZ)」が円借款で整備されている。Port SEZが適切に活用されるために不可欠な企業誘致戦略、マーケティング等の分野においても戦略的な計画・運営の実現という観点からPASの能力強化を行う予定である。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

和文：シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクト

英文：The Project for Capacity Development on Container Terminal Management and Operation in Sihanoukville

#### (2) 上位目標

シハヌークビル港湾公社(PAS)が、戦略的な計画と運営方法に基づき、財務的透明性・健全性を持って自立的に運営される。

#### (3) プロジェクト目標

PASの計画策定と港湾運営に係る能力が向上する。

#### (4) 期待される成果

- 1) PASの戦略的な計画策定と運営に係る人事体制が整備され、種々の課題（組織のスリム化、財務管理、投資計画、マーケティング等）に対する解決策が策定される。
- 2) コンテナターミナル運営にかかる規則が整備され、ノウハウをPAS職員が習得する。
- 3) RTG (Rubber Tire Gantry) /QGC (Quay Gantry Crane) などの大型荷役機械の保守点検マニュアル、スペアパーツリストが作成され、PAS職員の保守点検能力が強化される。

#### (5) 活動の概要

##### 1) PASの戦略的な計画策定と運営

- 活動 1-1 戦略的な計画策定と運営を行うための制約、ボトルネックを整理する。
- 活動 1-2 戦略的計画策定・運営チームを設置し、適切なPASの人材を配置する。
- 活動 1-3 戦略的計画策定・運営チームの所掌、責任、権限、人員、インセンティブ等に関し、PAS内関係者と協議する。
- 活動 1-4 戦略的計画策定・運営チームの役割をPASの組織内で明確化させる。
- 活動 2-1 情報収集・分析、計画、マーケティング等に関し、PAS職員に対する教育を行う。
- 活動 2-2 コンテナ及びバルクオペレーションに係る財務シミュレーション手法を開発する。
- 活動 2-3 港湾運営及び財務経営のための分析手法を検討、開発する。
- 活動 2-4 財務分析手法の技術移転を行う。
- 活動 2-5 開発される財務分析手法に基づき、投資実行計画の手法を検討、開発する。
- 活動 2-6 投資実行計画手法の技術移転を行う。
- 活動 2-7 戦略的計画・運営（組織のスリム化、財務管理、投資計画、マーケティング等）について分析を行い、可能な範囲で試行する。

##### 2) コンテナターミナル運営

- 活動 1-1 コンテナターミナルの運営を行う上での制約を分析する。
- 活動 1-2 コンテナターミナル運営に係る技術指導（OJT）を行う。
- 活動 1-3 本邦/第三国研修を実施する。
- 活動 2-1 コンテナターミナルの効率的な運営に係る基本的な規則とシステムを整備する。
- 活動 2-2 基本的な規則とシステムを試行する。

##### 3) 大型荷役機械保守点検

- 活動 1-1 荷役機械の故障頻度・原因を分析すると共に、予防保守のためのスペアパーツ調達履歴を把握する。
- 活動 1-2 保守点検マニュアル、予防保守のためのスペアパーツリストを作成する。
- 活動 2-1 RTG/QGCの保守点検マニュアルに基づいて技術指導（OJT）を行う。
- 活動 2-2 必要に応じ、本邦ないし第三国においてC/P研修を実施する。

活動 2-3 必要に応じ、RTG/QGC の保守管理に係る所要の民間契約を提案する。

(6) 対象地域

カンボジア国シハヌークビル港

(7) 関係省庁・機関

監督省庁：公共事業運輸省 (MPWT)

実施機関：シハヌークビル港湾公社 (PAS)

3. 業務の目的

「カンボジア・シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2013 年 3 月にカンボジア政府と締結した R/D (Record of Discussions) に基づいて実施される本プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの実施体制

本プロジェクトは、本年 6 月 1 日より別途派遣されているチーフアドバイザー (JICA 長期専門家。以下、「長期専門家」と、本業務によって派遣されるコンサルタント (短期専門家 (3 分野)) との協働作業により実施されるものである。

長期専門家は主にプロジェクトの統括、進捗監理、カンボジア政府と本業務に係るコンサルタントとの間の連絡調整及び情報共有を担う。よって、プロジェクトの方向性の検討、特に、ワーク・プランの作成、戦略的計画策定・運営に係る業務に関しては、長期専門家とも十分協議したうえで計画を進める必要がある。

また、本業務に関連する事務 (アポイントメントや各種連絡調整、会計業務等) についてはコンサルタントの責任下で行うこと。

(2) プロジェクトの実施方針

本プロジェクトは、PAS の改善を目指し、①戦略的計画策定・運営、②コンテナターミナル運営、③大型荷役機械の保守管理に係る能力向上を支援することにより、港湾公社の競争力を高めることを成果とする。

戦略的計画策定・運営においては、主に港湾経営を財務面から分析する能力を高めるとともに、企画・計画能力を育成することを目的とする。加えて Port SEZ の利用促進に資する施策の企画・計画能力も育成することとする。

コンテナターミナル運営では、コンテナオペレーション及び関連する道路や港内交通等の効率改善を果たすことを目的とする。

大型荷役機械の保守管理では、予防的メンテナンスの考え方を整理し、PAS が持つべき機器・パーツを整理するとともに、予防的にメンテナンスを実施することで、

荷役機械の故障率を減らし、その結果として荷役機械の全体の稼働率を向上させることにより、港湾運営に便益をもたらすよう支援を行う。

### (3) 「シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクト」との関連性及びレビュー

前述の「シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクト」では、シハヌークビル港の競争力強化のために 25 項目の行動指針が策定された。同提言を踏まえ、PAS は、港内交通の改善、港湾諸料金の変更、アクセス道路の交通渋滞の緩和、職員へのインセンティブ供与などに取り組んでおり、シハヌークビル港の競争力強化のための成果が出始めているところである。しかしながら、戦略的港湾計画の策定・運営、コンテナターミナル運営効率化、大型荷役機械の稼働率向上については、高い専門性を有した人材のアドバイスを踏まえて OJT 方式で対応しないと課題解決が難しいことから、本プロジェクトにより支援することとなった。

コンサルタントは、これら 3 つの課題解決を中心に業務を行うものとするが、JCC (Joint Coordination Committee) 等においては PAS 全体の競争力強化にかかる 25 項目の行動指針に対する実施状況を、PAS より説明させ、進捗状況モニタリングを行うこととする。

### (4) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取るものとする。

### (5) 事業のフェーズ分け

プロジェクトは長期専門家が派遣された本年 6 月から開始されているが、本コンサルタント業務は、以下の 3 つのフェーズに分けて実施することを想定する。

- ・ 第一フェーズ：2013 年 11 月～2014 年 3 月
- ・ 第二フェーズ：2014 年 4 月～2015 年 3 月
- ・ 第三フェーズ：2015 年 4 月～2016 年 5 月

全期間を通じた複数年度契約を締結するため、フェーズごとに契約交渉などを行う必要はないが、各フェーズが終了するタイミングで本事業の進捗状況を確認し、必要に応じて契約内容の見直しを行う。

## 6. 業務の内容

業務の内容は以下を想定している。JICA と長期専門家の協働作業により、閲覧資料にある PDM(案)を作成しているが、コンサルタントは、PDM(案)を参考としつつ、各フェーズの活動計画、最適な国内作業、現地作業について、効果的かつ効率的な工程及び方法をプロポーザルにて提案すること。

## 【第一フェーズ：2013年11月～2014年3月】

### (1) ワーク・プラン(第一フェーズ原案)の作成・協議

「5. 実施方針及び留意事項」(1)に記載のとおり、本プロジェクトは3つの成果から構成されることから、成果ごとに活動の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン(案)(英文)に取り纏める。

ワーク・プラン(案)(英文)については、第一フェーズの業務開始時にPAS及び長期専門家とよく協議、意見交換の上うえ修正を加え、JICAとPASとのJCCにおいてワーク・プランとして報告し、合意を得る。

### (2) 戦略的な計画策定と運営を行うための制約、ボトルネックの整理

PASの戦略的な計画策定、運営判断は、経済財務省、公共事業運輸省、PAS等から構成される経営会議(Board Meeting)でなされる。しかしながら、現状、この経営会議に対してPAS職員が経営・財務・投資戦略の分析を実施できておらず、経営会議をPASとして有効に活用できておらず、現状、PASの企画部門の人員体制は脆弱である。

戦略的な計画策定と運営を行うためのこれら制約、ボトルネックについては本年6月1日から派遣中の長期専門家により事前の情報収集が行われているところであるが、この業務を担当する総括/港湾計画・運営団員は、運営戦略判断に資する問題分析などを長期専門家と協力して行う。

### (3) 戦略的計画策定・運営チームの設置、その所掌に係る協議

戦略的な計画策定・運営を行うためのチームがPASに設置されることとなっている。配置されるべき適切な人材の選定などは、既に派遣中の長期専門家が取り組んでいるところであるが、総括/港湾計画・運営団員は、PAS及び関連職員の能力分析などを長期専門家と協力して行う。また、立ち上げられた戦略的計画・運営チームの所掌、責任、権限、人員、インセンティブ等について、長期専門家と協働でPAS側と協議する。

### (4) 情報収集・分析、計画、マーケティング等に係る教育

上記(3)で立ち上げられた戦略的計画策定・運営チームに対し、情報収集・分析、計画、マーケティング等に係るPAS職員の能力分析及び必要な教育を行う。本格的な実施は第二フェーズからを想定しているが、そのためのカリキュラムの検討、及び可能な範囲で教育の実施を開始する。

### (5) 財務シミュレーション手法の開発

本プロジェクトにおいては、長期専門家が、PASの財務分析のための簡易な財務シミュレーターを開発中であり、これをひとつのツールとして用い、種々の課題を整理することが想定されている。総括/港湾計画・運営団員は、そのシミュレーターの開発内容について、長期専門家を支援する。

その際には、PASが抱える財務運営上の課題を既存資料(「競争力強化調査プロジェクト」報告書等)から分析し、長期的な財務収支の視点から、課題を抽出する。また、PASの財務部から得られる財務収支データにより、財務上の短期・中期的な現状課題の特性をレビューする。

第一フェーズが終了した時点で、PAS に対して財務上の視点からの提言を行う。

(6) 戦略的計画策定・運営（組織のスリム化、財務管理、投資計画、マーケティング等）に係る分析

上記（2）、（3）の活動結果を踏まえ、戦略的計画策定・運営の今後の方針を策定する。

なお、シハヌークビル港の直背後に円借款で PAS が整備中の Port SEZ の適切な活用のためには、企業誘致戦略、マーケティング等が不可欠である。戦略的計画・運営の活動の場の一つとして Port SEZ の積極的な活用を検討する。

(7) コンテナターミナル運営上の制約の分析

PAS のコンテナターミナル運営に関しては、「競争力強化調査プロジェクト」による提言を踏まえ、上述したような改善を PAS が進めているところである。

本業務を担当するコンテナターミナル運営団員は、このような PAS による対応状況を踏まえ、コンテナターミナルの現状（時間当たりのコンテナ取扱数、コンテナトラックの待ち時間、コンテナ船の定時性など）を確認したうえでコンテナターミナルの効率的な運営上の制約を分析し、優先的改善事項優先的改善事項を検討する。その際、カウンターパートからも十分ヒアリング及び議論を行い、優先的改善事項を選定する。

(8) 荷役機械の故障頻度・原因の分析及び予防保守のためのスペアパーツ調達履歴の把握

PAS にある QGC、RTG などの大型荷役機械に関しては、対症療法的に修理をしながら使用しているのが現状である。しかしながら、取扱い貨物の増加に伴い、近年、急激にその稼働率が上がっている一方で、一旦故障した場合には、影響の度合いも大きくなってきているため、故障による稼働率低下を防ぐために予防的メンテナンス手法の導入が喫緊の課題である。

「競争力強化調査プロジェクト」等の既存の調査結果や、関係機関へのヒアリング、港湾施設・港湾荷役機械等利用状況の調査を通じて現状把握を行う。その際、それぞれの港湾施設・港湾荷役機械の利用の可否、修復の可能性について検討し、修復が可能である場合は、どの程度の費用・期間が必要であるか等についても検討を行う。また、大型荷役機械の過去の稼働率を時系列的に分析し、稼働率向上に向けた課題を整理する。これを踏まえ、現在の保守管理体制（手順、人材、予算等）を整理し、大型荷役機械作動停止原因とその頻度についても解析する。

第二フェーズ以降、予防保守のための維持管理検査マニュアルやスペアパーツリストの整備を行う計画であるが、そのための準備として、現在の荷役機械の故障頻度・原因、スペアパーツの調達履歴などを把握したうえで現状の課題を分析する。

(9) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第一フェーズの活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。その内容については、長期専門家とよく協議する。

【第二フェーズ：2014年4月～2015年3月】



(1) ワーク・プラン(第二フェーズ原案)の作成・協議

第一フェーズの活動結果及び進捗状況を踏まえて第二フェーズの活動の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン(案)(英文)に取り纏める。

ワーク・プラン(案)(英文)については、第二フェーズの業務開始時に PAS と協議、意見交換の上うえ修正を加え、JICA と PAS との JCC においてワーク・プランとして報告し、合意を得る。

(2) 情報収集・分析、計画、マーケティング等に係る教育

第一フェーズで実施した PAS 職員の情報収集・分析、計画、マーケティング等に係る能力分析結果、及びそれに基づいた能力向上カリキュラムの検討結果に基づいて PAS 職員に対する教育を実施する。教育は総括/戦略的港湾計画・運営団員が主体的に担当することとなるが、長期専門家とよく協議したうえで実施する。

(3) 財務シミュレーション手法の開発

第一フェーズで実施した PAS の財務上の短期・中期的な現状課題の特性のレビュー結果に基づき、PAS の財務分析のためのシミュレーション手法、コンテナ及びバルクオペレーションに係る財務シミュレーション手法の開発を実施する。その際には、第一フェーズのレビュー結果を基にして、港湾運営戦略の中で財務計画的な視点から、課題への対応策として検討が必要となる主な項目を挙げてその対応案を整理する。

なお、長期的な財務計画としては、長期借り入れへの返済に伴うキャッシュフローや退職金手当てが与える財務経営への問題、また港湾料金値下げによる財務への影響等、また総人件費の縮減目安等が、短期的な財務計画としては、電力コストの低減に伴い想定される港湾諸料金の低減等が考えられる。

第二フェーズが終了した時点で、PAS に対して財務上の視点からの提言を行う。

(4) 財務分析手法の技術移転

上記(3)の開発を実施しつつ、財務分析手法の技術移転を実施する。技術移転は総括/戦略的港湾計画・運営団員が主体的に担当することとなるが、長期専門家とよく協議したうえで実施する。

(5) 戦略的計画・運営(組織のスリム化、財務管理、投資計画、マーケティング等)に係る分析と試行

第一フェーズで実施した戦略的・運営に係る検討結果、この時点での上記(2)、(3)の活動結果を踏まえ、戦略的計画・運営の今後の方針を見直し、可能なものを試行する。

(6) コンテナターミナル運営に係る技術指導

第一フェーズで把握したコンテナターミナルの運営状況及び課題を踏まえ、その課題を解消するための技術指導を現地での OJT により実施する。OJT の内容については PAS とよく協議のうえ決定する。なお、必要に応じて第二フェーズの中で本邦研修もしくは第三国研修(ベトナム等)を実施する。

(7) コンテナターミナルの効率的な運営に係る基本的な規則とシステムの整備

第一フェーズで実施したコンテナターミナル運営上の制約に係る分析結果を踏まえ、コンテナターミナルの効率的な運営に係る基本的な規則とシステムを整備する。ここで整備する基本的規則及びシステムと、上記(6)の技術指導の内容はよく整合が取れたものとなるように留意する。

(8) 保守点検マニュアル、予防保守のためのスペアパーツリストの作成

第一フェーズで把握した荷役機械の故障頻度・原因の分析及び予防保守のためのスペアパーツ調達履歴などに基づき、効果的かつ予防的な維持管理手法の提案を行う。その際、維持管理に必要な能力、人数、技術者の育成方法等についても提案を行う。大型荷役機械の保守点検マニュアル及び予防的維持管理構築のための枠組み(スペアパーツリスト含む)をPAS側に示し、PASと協議する。

(9) 保守点検マニュアルに基づいた技術指導

上記(7)で整備する保守点検マニュアルに基づき、保守点検の方法やスペアパーツ整備に係る指導を行い、これらを効果的に活用するためのOJTによる指導を行う。OJTに関しては、保守点検マニュアルがある程度整備されてから開始されることを想定しているが、その開始のタイミング及び内容についてはPASとよく協議する。

なお、技術指導にあたっては、その効果が把握できるようなモニタリング指標の提示を行うとともに、モニタリング指標による効果の測定も行い、効果的・効率的な技術指導となるように留意する。

(10) 保守点検に係る研修

本邦研修もしくは第三国研修を実施して先進的な保守点検方法に係る技術指導を行う。

なお、大型荷役機械の運転には、現在、コンテナターミナルの運用ソフトであるCTMS(Container Terminal Management System)が接続されているが、そのソフトの不具合が度々発生しており、端末機器も故障あるいは損傷を受けている。したがって、本業務においてCTMSを更新し、CTMSの運用改善を目的とした本邦研修の実施も本業務の一環として実施する。

(11) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第二フェーズの活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。その内容については、長期専門家とよく協議する。

【第三フェーズ：2015年4月～2016年5月】

(1) ワーク・プラン(第三フェーズ原案)の作成・協議

第三フェーズの活動結果及び進捗状況を踏まえて第三フェーズの活動の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン(案)(英文)に取り纏める。

ワーク・プラン(案)(英文)については、第三フェーズの業務開始時にPASと

協議、意見交換の上うえ修正を加え、JICA と PAS との JCC においてワーク・プランとして報告し、合意を得る。

(2) 情報収集・分析、計画、マーケティング等に係る教育

第二フェーズで実施した教育の達成度をレビューのうえ、第三フェーズで実施する教育内容を検討のうえ実施する。その内容については PAS 及び長期専門家とよく協議する。

(3) 財務分析手法の技術移転

第二フェーズにおいて、PAS の財務分析のためのシミュレーション手法、コンテナ及びバルクオペレーションに係る財務シミュレーション手法の開発が終了している予定である。本活動は、第二フェーズから実施しているものであるが、完成したシミュレーション手法のさらなる効果的な活用のための技術移転を実施する。技術移転は総括/戦略的港湾計画・運営団員が主体的に担当することとなるが、長期専門家とよく協議したうえで実施する。

(4) 投資実行計画手法を検討、開発及び技術移転

この時点において、PAS の財務分析シミュレーションの開発及び技術移転が終了もしくは進行中の予定である。これらの結果を踏まえ、投資実行計画の手法を検討、開発し、その活用に係る技術移転を行う。技術移転は総括/戦略的港湾計画・運営団員が主体的に担当することとなるが、長期専門家とよく協議したうえで実施する。

第三フェーズが終了した時点で、PAS に対して財務上の視点からの提言を行う。

(5) 戦略的計画・運営（組織のスリム化、財務管理、投資計画、マーケティング等）の試行

第二フェーズまでの活動の結果を踏まえ、戦略的計画・運営の実施の試行を本格化させる。その際、コンテナターミナルだけでなく、Port SEZ も含めたシハヌークビル港全体の戦略的計画・運営を対象とする。

(6) 戦略的計画策定・運営チームの役割に係る組織決定

この時点における戦略的計画策定・運営チームが到達した能力をもって PAS 内で同チームの組織的位置づけがなされる予定である。最終的には同チームが正式に恒常的な組織として認証されることを目指すが、その方向性について、総括/港湾計画・運営団員は長期専門家と協働で PAS との協議にあたる。

(7) コンテナターミナル運営に係る基本的規則とシステムの整備及び技術指導

第二フェーズから実施している本活動の達成度を踏まえ、引き続き、コンテナターミナル運営に係る基本的規則とシステムの整備、及び技術指導を実施する。必要に応じて本邦/第三国研修も実施する。

(8) コンテナターミナル運営に係る基本的規則とシステムの試行

上記(7)の業務を踏まえて完成したコンテナターミナル運営に係る基本的規則とシステムを試行する。試行にあたっての提言なども取りまとめて PAS に提示する。

(9) 保守点検マニュアルに係る技術指導

第二フェーズから実施している本活動の達成度を踏まえ、引き続き、保守点検マニュアルに係る技術指導を実施する。必要に応じて本邦/第三国研修も実施する。

(10) RTG/QGC の保守管理に係る民間契約の提案

これまでの業務の達成度及び PAS 職員の保守管理レベル、及びカンボジアにおける民間事業者のレベルなどを検討したうえで、必要に応じて RTG/GGC などの荷役機械の保守管理に係る民間契約を提言する。

(11) プロジェクト業務進捗報告書の作成

プロジェクト終了半年前の時点で、それまでの活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。その結果に基づき、必要に応じてプロジェクト終了までの活動計画を修正する。その内容については、長期専門家とよく協議する。

(12) プロジェクト業務完了報告書の作成

契約全期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務完了報告書としてとりまとめる。同報告書については、ドラフト段階で JICA 等の関係者やカウンターパート、長期専門家と十分に内容等について協議を行い、最終成果品として取りまとめを行う。

【全契約期間を通じての業務】

(1) 情報共有のための会議の開催 (JCC など)

ステークホルダーとプロジェクトの進捗に係る情報を共有するため、JCC など関係者の情報共有会議を定期的、及び必要に応じて開催する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本業務における最終成果品は、プロジェクト業務進捗報告書、プロジェクト業務完了報告書とする。

保秘が必要な資料については、別途指示を行う。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	2013年11月頃 (契約締結後10日以内)	和文：4部
ワーク・プラン (第一フェーズ)	2013年12月頃 (業務開始から約1ヵ月後)	英文：15部
プロジェクト業務進捗報告書1 (第一フェーズ)	2014年3月頃 (第一フェーズ終了時)	英文：15部

ワーク・プラン (第二フェーズ)	2014年4月頃 (第二フェーズ開始時)	英文：15部
プロジェクト業務進捗報告書2 (第二フェーズ)	2015年3月頃 (第二フェーズ終了時)	英文：15部
ワーク・プラン (第三フェーズ)	2015年4月頃 (第三フェーズ開始時)	英文：15部
プロジェクト業務進捗報告書3 (第三フェーズ)	2015年11月頃 (第三フェーズ終了半年前)	英文：15部
プロジェクト業務完了報告書	2016年4月頃 (業務完了時)	和文：4部 英文：15部 CD-R：3枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2010年3月版）を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア ワーク・プラン記載項目（案）

- ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- イ) プロジェクト実施の基本方針
- ウ) プロジェクト実施の具体的方法
- エ) プロジェクト実施体制（合同調整会議（JCC）の体制等を含む）
- オ) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- カ) 業務フローチャート
- キ) 要員計画
- ク) 「カ」国便宜供与負担事項
- ケ) その他必要事項

イ プロジェクト業務進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

- ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- イ) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- ウ) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- エ) プロジェクト目標の達成度（中間レビュー・終了時評価結果の概要等）
- オ) 上位目標の達成に向けての提言
- カ) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ①PDM（最新版、変遷経緯）
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画（WBS等を活用）
- ④専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤研修員受入実績
- ⑥合同調整会議（JCC）事録等

## ⑦その他活動実績

### (2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出にあたっては、それぞれの完成フェーズのプロジェクト業務進捗報告書/完了報告書に添付して提出することとする。

ア PASの戦略的計画・運営書

イ コンテナターミナル運営規則・システム

ウ 大型荷役機械保守点検マニュアル、スペアパーツリスト

### (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 活動に関する写真

ウ 業務フローチャート

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2013年11月に開始し、以下の3つのフェーズに分けて実施することにより、約30ヵ月後の終了を目途とする。

- (1) 第一フェーズ：2013年11月～2014年3月
- (2) 第二フェーズ：2014年4月～2015年3月
- (3) 第三フェーズ：2015年4月～2016年5月

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

##### (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

全体 約 20M/M

##### (2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成分野は以下を想定している。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- ア 総括/港湾計画・運営 (2号)
- イ コンテナターミナル運営 (2号)
- ウ 大型荷役機械保守管理 (2号)

#### 3. 相手国の便宜供与

PAS事務所内に事務所スペースが提供される。その他、プロジェクト実施にあたって、一般的な情報提供等が得られる予定。

#### 4. 閲覧資料・配布資料

- (1) シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクト最終報告書(2012年7月)(JICA図書館HPにて閲覧可能)
- (2) Record of Discussions on the Project for Capacity Development on Container Terminal Management and Operation in Sihanoukville Port (2013年3月)(配布)
- (3) PDM及びPO(案)(2013年8月)(配布)

#### 5. 研修(本邦/第三国)

研修実施にあたっては、「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン」(2012年4月)を参照のうえ、研修行程計画表を改めて作成し、打合簿にてJICAの承認を得るものとする。カウンターパート研修の具体的な研修内容(分野)、回数、タイミング及び研修先等については、プロポーザルで提案すること。その経費は別見積とする。

なお、研修はいずれも1回に3～4名、2～3週間程度の研修期間を想定している。

#### 6. 業務用機材

JICAはコンサルタントに以下機材の購入・輸送業務を委託する。コンサルタントはJICA業務の一環として、JICAが定める「委託契約等における機材調達・管理ガイド

ライン」(2012年4月)を遵守した方法・手段により以下の業務用機材をコンサルタントが調達する。調達場所については、現地、第三国、本邦のいずれか最も適切なものを選定する。その経費は別見積とする。

・CTMS (Container Terminal Management System)

## 7. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨ぐ契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) 安全対策

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAカンボジア事務所、日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れると体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以上